

令和6年8月1日

保護者等の皆様

兵庫県立豊岡高等学校
校長 榮羽 勝

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発令時の対応について

酷暑の候、保護者の皆様にはご健勝のことと存じます。平素は本校教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月から改正気候変動適応法が全面施行され、熱中症特別警戒情報が創設され、学校教育活動下におけるさらなる熱中症対策が求められるようになりました。県教育委員会においては「県立学校における熱中症対策ガイドライン」がまとめられ、本校における対策について協議を重ねてきましたが、今般「熱中症特別警戒アラート」発令時等には以下により対応することと致しましたので、ご理解ご協力下さいますようお願い致します。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」発令時の基本方針

(1) 授業日の場合、原則臨時休業（休校）とする。

・校内で対応を協議し、ライデンメール・HP・グーグルクラスルーム等で周知

(2) 夏季休業中、週休日等の場合、部活動は休止する。学校における行事等も原則中止・延期する。

・校内で対応を協議し、ライデンメール・HP・グーグルクラスルーム等で周知

2 その他

(1) 学校が所在する観測地点（豊岡）において暑さ指数（WBGT）3.5以上が予想される場合は、屋外及び空調施設のない屋内での活動は中止する。暑さ指数が3.1～3.4である場合で、活動を実施する必要がある場合には、熱中症対策を講じた上で活動を行う。

(2) 他団体主催の大会・行事等については主催者の判断による。本校は情報収集に努め、参加者には適宜連絡を行う。

* 連絡は前日もしくは当日、本校における対応協議が済み次第行う。

熱中症特別警戒アラートについて

○位置づけ：気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に関わる重大な被害が生ずるおそれがある場合（過去に例のない広域的な危険な暑さを想定）

○発表基準：県内において、全ての暑さ指数情報提供地点（19カ所）における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が3.5（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予想される場合

○発表時間：前日14時頃

＝兵庫県教委「県立学校における熱中症対策ガイドライン」より再構成＝